

平成 23 年度 仙台市障害者施策推進協議会(第2回)議事録

- 1 日時** 平成 23 年 8 月 25 日(木)18:30~20:30
- 2 場所** アーバンネット勾当台ビル 9 階 1 会議室
- 3 出席** 赤間委員, 阿部委員, 大坂委員, 菅野委員, 桔梗委員, 坂井委員, 白江委員, 鈴木委員, 中村委員, 橋本委員, 諸橋委員, 八木委員, 山縣委員, 渡辺委員
※欠席委員:伊藤委員, 岩館委員, 久保野委員, 黒瀧委員, 瀬野委員, 目黒委員
[事務局] 鈴木健康福祉部長, 熊谷障害企画課長, 石澤障害者支援課長, 大嶋障害者更生相談所長, 佐藤発達相談支援センター所長, 佐久間南部発達相談支援室長, 伊藤宮城野区障害高齢課長, 後藤若林区障害高齢課長, 武山太白区障害高齢課長, 岩淵主幹兼企画係長, 金子主幹兼社会参加推進係長, 石川主幹兼障害福祉サービス係長, 山縣生活支援係長, 大関施設支援係長, 佐々木精神保健福祉総合センター主幹, 郷古企画係主査, 大内
[傍聴者] 8 人

4 内容

(1)開会

開会に際し, 会長より, 東日本大震災後, 継続的に相当な制限の中で暮らしている障害者の困難な現状を踏まえ, より良いまちづくりに資すること, また, 震災の影響もあり国の動きもあわただしい中, アンテナを高く張って情報を得ながら, 1人1人の充実した生活, ひいては地域の支えあいに資する計画策定に取り組みたい旨挨拶があった。

(2)新任委員紹介

人事異動により, 菊田 稔 前仙台職業安定所相談部長に代わり委員に就任した 渡辺 隆 仙台職業安定所相談部長の紹介が, 事務局によりなされた。

(3)議事

事務局より定足数の確認がなされ, 会議の成立が確認された。

議事録署名人について, 会長より桔梗委員の指名があり, 承諾を得た。

(1)報告事項

① 障害者を取り巻く現状について

② 現障害者保健福祉計画の取組み状況について

③ 第 2 期障害福祉計画の実績について

会 長 本日の議事につきましては, 仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき公開とさせていただきます。

では, お手元の次第に基づいて議事に入ります。

まずは, 報告事項①障害者を取り巻く現状について, ②現障害者保健福祉計画の取組み状況について, ③第2期障害福祉計画の実績について, 関連していますので, まとめて事務局から説明願います。

- 事務局 (熊谷課長) (資料1～3に基づき説明。
資料1には先の第1回でご説明した基礎調査(アンケート、聴き取り)の内容も含まれていること、15 ページからは「障害児を取り巻く現状」について、発達相談支援センターにおける状況を記載した旨説明。
資料3の①について、既に協議会に報告したものを改めて精査し、一部の数値について修正している旨説明。
資料2、3共に、現計画が終了する平成 23 年度末をもって最終的な達成状況を集約することになるが、事務局としては、計画策定作業において、資料1と併せて全体を概観し、次期計画における課題や施策の方向性を示していきたいと考えており、後ほど資料6に沿ってご議論いただきたい旨補足。)
- 会長 ただいまのご報告に関しまして委員の皆様からご意見、また、情報提供などがありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。とてもボリュームの多い内容について、これから検討すべきことに関してとても大事なことであるという報告でした。
山縣委員、お願いいたします。
- 山縣委員 全般的なことで意見を申し上げます。身体障害者、精神障害者、発達障害云々と大きな枠組みでまとめられた形での結果資料と報告でしたが、これから仙台市としてきめ細かな、かゆいところに手の届くようなサービスやサポートなどを考えた場合、今のレベルの結果からはなかなか判断しにくいことがあるのではなかろうかと思えます。
例えば身体障害者の場合、視覚障害とか聴覚系の障害といった感覚障害が中心となっている方、また手足や肢体不自由の方、それから内部障害、大きく分けてこれら3つの分野があるわけです。今の結果を聞いていますと、何となく数の多い身体障害の方の就労状況だとか社会参加だとかいったデータとしては読み取れますが、例えば視覚障害の方たちの就労や社会参加等を見ますと、若干違う結果が出てくるのではなかろうかと思うのです。そのあたりは今後の課題だと我々協議会委員はとらえていけば良いのか。いやいや、少しきめ細かく議論し、そして仙台市としてかゆいところに手の届くようなサービスあるいはサポートが必要だということであれば、もうちょっと細かいデータを我々が共有しながらやっていく必要があるのではないかと感じました。
障害のある方の問題は、健常者と障害者という対立軸でとらえるのではないということが今の基本的な方向であるわけですが、どうしても今まで、社会一般から、障害のある方は少数者と位置づけられて来たわけです。そんな中で、ただいま報告を受けたようなレベルでは、障害でも数の多いところを優先して、数の少ないところは、何となく数が少ないからいいやと考えられたわけではないだろうとは思いますが、ちょっと表に出てきにくいところがあるのではないかと。仙台市としてはいかがお考えでしょうか。
- 事務局 (熊谷課長) 計画策定という意味合いとしては、個々の障害や、その種別によって考えが分かれる状況がございますので、個々の障害に応じたものまで計画で議論するのは正直言って難しいかと考

えております。ただ、実際のサービス提供の点につきましては、おっしゃるとおり、やはりきめ細かなサービスが基本であろうと考えておるところでございます。

なお、数が多いから、例えば身体障害者を手厚くするなどといった意味ではございません。今回このデータを出した意味合いは、基礎となる障害者の数が増えてきている現状を、まず我々の中で共通認識として持たなければならないというところなんです。その中で、サービスの提供をされる方々も増えてくる。我々としてはどういう体制でその方々に対応していかなければならないのか、という大きなところを議論していかなければならないということで、数の推移を最初に出させていただきました。

会 長 事務局から、今日の資料はまずは全体的なところを考えるためのものであり、細やかな具体的なサービスという検討ももちろん大事であるとのことでした。では、例えば今日お示しいただいたこのデータは、元データがあるわけですから、細やかな検討のときには、例えば視覚障害の方などクロス集計の求めがあれば、提供していただけるということによろしいでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 元データの集計方法によっても変わってくるかと思いますが、できる限りのことは対応していきたいと考えております。

会 長 山縣委員、よろしいでしょうか。(山縣委員「はい」)ありがとうございます。
赤間委員、お願いします。

赤 間 内容の確認ですが、この調査結果にはずっと昔から課題として挙げられているものと、最近の課題として挙げられるものがあるのかと思います。ずっと昔からではなく、仙台市の最近の傾向として挙げられるものとしたら、総じてどんなことが言えるのでしょうか。

それから、身体障害者手帳をお持ちの方がこんなにいるのがすごく驚きです。その中でも内部疾患の方がこんなにいる、しかも年齢の高い方が多いということで、地下鉄に「ペースメーカーをつけている方がいるので携帯電話は」云々と書いてありますが、ペースメーカーをつけている方の存在をもっとアピールしたほうがいいのではないかと感じました。

事務局 (熊谷課長) 課題につきましては資料6でまとめておりますので、後ほど改めてご説明させていただきたいと思っております。

また、ペースメーカーについて、資料に載っております数値の全てがペースメーカーではございませんで、内訳は今持っておりませんが、特に、内部障害でペースメーカーの方が多いということを先ほどはご説明いたしました。説明が足りなくて申しわけございません。(赤間委員、了承。)

会 長 平成 18 年の調査と平成 22 年 12 月の調査時点では随分変化しているところも多いこと、障害のある人の数が増えていることなどを、今日の説明では理解できたところなんです。
橋本委員、お願いします。

橋本委員 障害者を取り巻く現状、資料1の3ページですが、手帳所持者の年齢構成比が3つ出ています。けれども、どうして療育手帳だけ 20 歳未満が細かく、20 歳～59 歳、60 歳以上と分けられているのですか。皆さん、これだとすごく誤解をなさるのではないかなと思ったのは、20～59 歳の知的障害の方が多いうふうに見えませんか。身体と精神の場合には 18 歳未満と、成人が 10 歳刻みで同じなのに、どうして療育手帳は違うのでしょうか。多分これは、療育手帳は診断を受けて手帳取得が早いので、0～4歳をスタートにしていると読み込めますが、もし基礎データとして出すのであれば、3つの手帳保持者の年齢軸は同じにしたほうが分かりやすいのではないかと思います。何らかの意図を持ってこの年齢の区割りをしたのであれば、それはそれとして添付するのは問題ないでしょうけれども、何か療育手帳だけがどうして 20～59 歳というくくりで 50%以上の割合を出しているのか、少し不思議です。

それと、資料1の1番目に、現在、療育手帳所持者数が6,338人となっていますが、推定では2万人いると言われているので、決してこれは知的障害の方が伸びてきているのではなく、療育手帳の取得者が増えてきているということだと私は考えております。障害の方が増えているという認識はしていないのです。精神の方たちも、自立支援法になって手帳取得のメリットが出てきて取得率が上がったとのお話も聞いていますので、障害の方が増えたという認識も、私としては少し気になるところです。

事務局 (熊谷課長) 年齢区分につきましては、今、委員からありましたとおり、ある程度、手帳取得時期もございます。また、この資料をつくるに当たって経年推移を見たいということがございまして、知的障害者につきましては、この年齢層の変化が余りなかったため、一括して整理したところがございました。

私どもとして割と客観的に得られるデータといたしまして、手帳所持者の記載をさせていただいたところがございます。お話しにあったとおり、知的障害者につきましては必ずしも療育手帳所持者が知的障害者ではないという実態も、十分承知しております。手帳所持者イコールではないという前提ではございますが、私どもが統計としてとらえられているものとしてお出ししており、そこはご理解いただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。このアンケート等に関しましては、手帳所持者だけが対象になっているということでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 基礎調査の対象者は、手帳所持者から抽出してきています。

会長 ありがとうございます。橋本委員、いかがでしょうか。(橋本委員「結構です」)

アンケート等については、手帳を所持していない方につながる道が今はないことと、橋本委員がご指摘のように、手帳を持つことが大事だと考える人が増えてきたことも大事なことはないでしょうか。障害理解は、障害がある人を取り巻く状況とともに、本人、家族の障害理解の大切さも、そこに現れているのかなとも思っています。ありがとうございました。

坂井委員, お願いします。

坂井委員 就労について, 資料1の7ページ, 2番目のデータのグラフによると, 精神障害の方の平成22年度の就労数が手帳取得者の約4%ということだと思いますが, なぜこんなに少ないのか少し疑問です。想像がつく部分は, もちろん例えば作業所関係などに行っている方もいるとは思いますが, どの辺まで分析されているのか教えてください。

事務局(熊谷課長) 精神障害者につきましては, まだ十分に分析されていないのですが, 理解が進んで, 障害者雇用促進法も改正されて, かつ, 法定雇用率にも入れられることにはなりましたが, やはりまだまだ精神障害者に対する, 「偏見」という言葉が適切か分かりませんが, 理解はまだ進んでいないのかなと思っていますところでございます。

会長 坂井委員, よろしいでしょうか。(坂井委員, 了承。)
また, ただいまの坂井委員の確認事項に関しましては, 就労支援作業部会の検討の中でもまた明確になる部分はあろうかと思えます。ありがとうございます。
菅野委員, お願いします。

菅野委員 今, 手帳取得者が平成18年からの4年間で約15%増加しているとの話がありましたが, 今後の見通しとしまして, これからの数年でまた増加傾向が予測されるのか, どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

事務局(熊谷課長) 手帳所持者数だけですと, ここ数年の推移から見ますと伸びておりますので, 伸びていくと予想はできるのですが, これは何分にも正直言って分からないというところですね。先ほどの橋本委員のお話にもありましたが, 手帳所持者イコール障害者というわけでもない状況もございませう。我々も今回, 割と統計的にとれる数値として, 障害者数あるいはサービス利用の数を出しておりますが, やはりそういったものを多面的に分析して障害者施策を考えていく必要があるのではないかと考えております。

菅野委員 ありがとうございます。この増加スピードがすごいなと思っています。このスピードのまま, また増加すると, それを踏まえた上での施策として考えていかなければいけないのかなと心配になったものですから質問しました。ありがとうございました。

白江委員 今の点ですが, 障害者基本法の改正によって用語の定義が変わり, 手帳制度がどうなるかという問題はあるかと思いますが, 確実に増えるという前提で考えたほうが良いかなと。かなりまた大幅に増える可能性もあろうかと思いました。

会長 よろしいでしょうか。それはとても大事なご指摘だと思います。

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

事務局 (熊谷課長) 私どもも現行の障害者保健福祉計画の中で、いわゆる3障害以外にもこれまで制度の谷間と言われた方々も含めてこの計画で対象にしてきた経緯がございます。

また、白江委員が今おっしゃられたように、今回、障害者基本法の改正がなされたほか、自立支援法の改正の中でも難病を入れるとか、各所で障害者のサービスの対象が増えていくことは確実であるとの印象は持っております。ただ、それがどれくらい伸びていくかとなりますと、まだまだ正直言って分からないと。こういったものは、これまでのサービスの提供状況、あるいは今後、新規施策をどのように進めていくかというところに直結する課題だと捕らえております。

会長 大坂委員、お願いします。

大坂委員 確かに数は増えていて、身体障害者の方が3万人を超えている。手帳交付者がいて、そこそこ伸びていますが、年齢構成を見ると60歳以上の方が圧倒的に多いわけです。その中で、ここで考えるところについては、60歳以上の方ですと介護保険が優先して対応することになりますので、実際、障害者分野でのサービスを受ける方、サービスの必要性については、重複してサービスを受ける方は一部いらっしゃいますが、障害者のサービスを受ける部分が少ないと思いますので、介護保険の分を差し引いた形で考えていくことでよろしいか、確認します。

事務局 (熊谷課長) サービスについては、介護保険との関係が出てくるのは確かでございます。身体障害者で、特に60歳以上の割合が高くなっておりまして、高齢者の中で新たに手帳を取得される方も、この中に含まれるのではないかと、容易に予測されるところでございます。

サービスにつきましては、やはり給付量がどれくらい増えていくのかが一つ大きなポイントであろうかと。ただ、障害者施策につきましてはサービス以外の施策もございますので、それはどう見込んでいくかはまた難しい問題があるかと思っております。

会長 桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 今、就労支援作業部会で議論をしている中で、かねてから仕事でも携わっていて釈然としないのが、例えば身体障害者の方の7ページに出ているような就労・社会参加の状況に当てはまるような就労の形は一般的によく分かるのです。逆に、作業所就労もありますが、それは支援を受けて就労している形にはなっているけれども、そこで就労されている障害者ご本人としては、それも一つの就労の形だと思っているのではないかと、私は思います。

仙台市がこれからガイドラインとか概要とか数字を出していくときに、あくまでもハローワークなどを通した企業への就労や一般雇用だけを雇用促進と言うのではなく、作業所内での就労も就労の一役として考えられているとは思いますが、数字に反映していく際にどのような形で反映し、その方向性をどのような形で考えているのかを教えてくださいたいのです。

事務局 (熊谷課長) 作業所については、福祉的就労という分野で言われておりますが、もちろんそれは障害者の方にとって就労であることは間違いのないと思います。ただ、一方で、従来の障害者自立支援

法の前段階では、福祉的就労だけにほぼ限定されていた状況があります。もちろん当時から障害者雇用促進法はございましたし、法定雇用率もありましたが、なかなか進まない状況がございました。

その中で自立支援法ができて、福祉的就労からさらに一般就労に移行させるという考えが出てきて、本来は一般就労できる方が福祉的就労の中に納められていた状況を抜けて、一般就労できる方は一般就労へと考えているのが現在の制度であると考えています。

桔 梗 簡単に整理して考えると、作業所内就労であっても、一般の企業に就職する形の就労であ
委 員 っても、就労の仕事と、仙台市の大卒の数字としてとらえていくとの考えでよろしいですか。

事 務 局 働くということは、先ほどの意見にもございましたように自分自身の価値を見出すということも
(熊谷課長) ございますので、人に必要とされることは、本人にとりましても大きな生きがいであるととらえて
おります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、福祉的就労から一般就労にできる方をできるだけ増やして
いく、社会に出ていく道や門戸をもっと広げていくことが、今求められているところかと考えて
おります。もちろん福祉的就労を否定しているものではございません。

会 長 ありがとうございます。桔梗委員、ありがとうございました。
それでは、委員の方々の確認も作業部会の議論と兼ね合うところが出てきているように思
いますので、この辺で事務局の報告に関する委員の方々からの確認は一通り終わらせていた
いでよろしいでしょうか。進行状況によってはまたご意見もいただきたいと思
います。

④ 作業部会における議論について

会 長 続きまして、報告事項の④作業部会における議論です。
作業部会の議事録については現在事務局にて作成中で、完成した後に皆様に送付する予
定と聞いておりますが、本日は資料に沿って各部会の委員長から説明願いたいと思
います。
まずは障害児支援作業部会について、赤間委員からご説明をお願いします。

赤 間 障害児支援作業部会の第1回目の検討会は7月 25 日に開催いたしました。
委 員 委員は私を含めて8名でございます。この協議会からは菅野委員と橋本委員にご参加
いただいております。そのほかのメンバーは、実際に障害児支援に携わっている施設の関係者の方
4名、学識経験者として東北福祉大学の菅井教授にご参加いただいております。副委員長は
菅井先生をお願いしております。

第1回目の協議の内容は、現在の障害児療育における現状と課題。このほか、来年度に予
定されている児童福祉法改正について、どのように対応していくかにつきましても議論いた
しました。

委員の半数が実際に療育の現場に携わっている方々であることもあり、第1回目の話し合
いからかなり踏み込んだ具体的な意見が交わされました。その中でも、障害児の療育はどうある

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

べきなのか、という最も根本的・本質的な部分についても活発な意見交換がなされました。今後の検討を進める上でも基本となる考え方について、委員の間に共通認識が持てたと思いきや、とても意義のあることだったと考えております。

今後、こうした考え方をベースにしながら、さらに具体的な内容について議論を深め、実効性の高い提言となるようにまとめていきたいと考えております。

なお、今後の予定ですが、第2回の作業部会は来週火曜日、8月30日に開催することとなっております。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
 続きます、就労支援作業部会について、大坂副会長から説明願います。

大 坂 資料4の1枚目の裏側をごらんください。
副 会 長 第1回目は7月29日に開催いたしました。
 委員は、表にございますように私を含めて9名でございます、この協議会からは桔梗委員、中村委員、渡辺委員にご参加いただいております。この他に教育機関、就労支援企業、企業の方にご参加いただきました。副委員長には、NPO法人自閉症ピアリンクセンターの「ここねっと」センター長である黒澤委員をお願いしております。

第1回目の部会においては、各委員の皆様から、支援実践から見た就労支援の課題について、資料にございますアからの8項目についてそれぞれご報告をいただきました。

その後、課題の抽出、今後の進め方に進んで議論を深めました。主な課題としては、障害者就労支援センターの中核施設としての役割の明確化、就労継続のための支援スキーム、就労移行支援事業所などの職員の育成、障害特性に応じた就労環境の提供などの発言がなされております。この中では、それぞれの委員の就労支援の実践のあり方は非常に多様で、いろいろ議論がありましたが、課題として考えられることについては共通する部分も少なからずありましたので、皆さんがどういう課題を持っているかについて共有できて、そのことについては有意義だったと思います。

また、先ほど桔梗委員からのご発言もございましたように、今後議論を深めていかなければいけない課題等、その具体については大分整理できたのではないかと考えております。各課題については今後議論を深めて、障害者の方の就労の促進が図られますように提言をまとめてまいりたいと考えております。

なお、第2回の作業部会は9月16日に開催させていただくことといたしました。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。では、3つの部会の最後となりますが、災害時対応作業部会について、白江委員から説明願います。

白 江 災害時対応作業部会は、第1回目を8月9日に開いております。4回予定されておまして、
委 員 1回目は今回の震災における経験を通しての課題を出していただくということで議論いたしまし

た。2回目にはその議論についてさらに深めて対応策を考えていこうということで、4回を通して協議会に提案をしていく予定で考えております。

メンバーにつきましては、ご覧の8名の方で、協議会のメンバー以外に4人の実際に震災で支援活動をされている方々にお入りいただきました。

1回目は課題を出すということで、全委員からそれぞれの支援状況、あるいは課題について出していただきました。

まず一つは、要援護登録者の名簿があつたけれども、それが十分活用されていない実態であるとか、福祉避難所においてバリアフリーが不十分であるとか、また、一般避難所における障害当事者あるいは難病の方の置かれた状況の報告、それから物資をいかにして確保していったかとか、特に呼吸器を使っている方や医療機器関係の電源確保における苦勞であるとか、そういったさまざまな課題が出されまして、現在は事務局で議事録を整備するとともに、課題を整理して、次回一つ一つそれを深めていくという予定でおります。以上です。

会 長 ありがとうございます。先ほども話しありましたように、各部会の議事録は今事務局で整理中と聞いております。議事録がまだ届く前ということでの3部会についての概要報告をいただきました。

ただいまの各委員からの報告を受けまして、皆様からコメントをいただきたいと思います。情報提供とかご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

[意見なし]

よろしいでしょうか。議事録が届いてということも含めて、次回での議論にもなろうかと思っています。

(2) 協議事項

① 次期計画策定にあたっての基本的な考え方等について

② 次期障害者保健福祉計画策定にあたっての課題等について

会 長 それでは、今日の次第(3)協議事項に入らせていただきたいと思います。

協議事項につきましては、①次期計画策定にあたっての基本的な考え方等について、②次期障害者保健福祉計画策定にあたっての課題等について、これは相互に関係いたしますので、まとめて事務局から説明してもらいたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 (資料5～7に基づいて説明。

(熊谷課長) 次期計画策定に当たり、まず基本的な考え方を整理したい旨、先に資料1にて報告した現状から抽出した課題を資料6に挙げている旨、さらに、障害者基本法の改正に伴い本協議会が改組される予定がある旨補足。)

会 長 ありがとうございます。ただいま資料に基づいて次期計画に向けての基本的な考え方や課題、あるいは障害者基本法についての概要の説明が事務局からありました。

事務局からは、おおむねの流れの説明事項ということでしたが、委員の皆様協議をしてい

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

ただきたいと思います。それらの協議を踏まえて、次の協議会のときには計画素案の作成につながっていくものだと思いますが、委員の皆様から事務局からの説明事項に関しましてご意見、ご確認などいただきたいと思います。

坂井委員、お願いします。

坂井委員 障害者基本法の一部の改正に関して、総則関係の4番目に「差別の禁止」がありますが、具体的に、例えば罰則とか抑止するものなどは、実際この法律が制定されたことによってできているのかどうか、その辺教えてください。

事務局(熊谷課長) この法律自体でそういう制度はございません。今、障害者制度改革の中で別な法律の策定も検討されており、それが差別禁止の法律でございます。その中でまだ骨格が見えているわけではなく、具体的にどうなるか申し上げることはできませんが、現時点の基本法の段階では理念的なことを示すのみで、罰則等の規定はございません。

会長 よろしいでしょうか。(坂井委員、了承。)ありがとうございます。

そのほか委員の皆様から確認とか、またはおおむねの流れについて、その流れも大事だけれどもこうしたほうが良いということも含めて、いかがでしょうか。

桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 就労、雇用促進に関わる現状を踏まえてご説明いただきましたが、今、仙台市においては、雇用促進するための一つの位置づけとして、民間の人材派遣会社が開与されていると思えます。他の仙台市ぐらいの規模の自治体で、障害者施策の中で、人材派遣会社が実際に開与されている事例があるのかと、どういう経緯でそうなったのか。やはりそういった企業が関与していくと、障害者に限らず健常者も雇用の問題が議論されていますが、私なりに一抹の不安もあり、仙台市の考えを教えてください。

事務局(熊谷課長) 今、私どもで把握しているものとしては、札幌市で取り組んでいると伺っております。通称「マッチング事業」と呼んでおりますが、私どもが人材派遣会社を入れた趣旨といたしましては、やはり得手不得手があり、人材派遣業の方々が持っているノウハウを生かすのが効果的であると。先ほど福祉的就労の議論がございましたが、実はこの事業では、障害者の制作品の販売などについてマーケティング事業も受け持ってもらっています。その辺の足りない部分を、ノウハウを持っているところにやってもらうという趣旨で受け持ってもらっています。

我々としても、民間の持っている部分をうまく活用して、従来どちらかというと福祉部門が不得手とした部分を補ってもらおうと導入したところでございます。

桔梗委員 もう一つ、民間の大手の人材派遣会社が開与に至るまで、もしくは継続でも構いませんが、障害者理解についての研修などは現状行われていますか。

確かに人材派遣会社はシステム的にも合理的で、マーケティングの部分も確かにプロです

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

から、すごく一緒に手を組んでいって良い、学ぶべきところは多分にあると思いますが、社会福祉分野は効率とか合理化だけではなく、やはりそれを理解する姿勢と、常に学んでいかなければいけないという大きな課題があると思います。それが同時並行された上で合理化されているのであれば理想的であると私も思うのですが、その辺の現状の把握がどうなっているのかとすごく不安です。

諸 橋 マッチング事業は仙台市が人材派遣会社に委託をしているわけですが、業者選定の過程
委 員 は公平だったと思います。企画を出して、結果的にその会社が契約に至ったということで、それは他の指定管理事業者などと同様かと思っています。

仙台市就労支援センターでは、同社の障害者雇用担当部署と一緒にマッチング事業を進めさせていただいています。特に企業開拓の面において、彼らが開拓をし、一緒に当事者をその企業に紹介していくという進め方をして、少しずつ成果が上がってきていると思っています。私も詳しくは知りませんが、いろいろな自治体で同じような取り組みがされています。また、障害の理解については、基本的に人材派遣会社も法定雇用率は達成していますし、基本的な姿勢は、もちろん福祉の世界ではないですが、しっかりなされているかと。むしろ、新しい風が福祉に吹いてくるのがいい刺激になっていると思っています。

事務局 元々は、何力所かの自治体で障害者と企業をつなぐ事業をやっている会社です。主に担当
(鈴木部長) されている方につきましても、長い間、障害者就労に関わってこられた方ですので、そういう意味では障害者理解についてはお持ちだと思います。

私どもが意図したものは、もちろん人材派遣会社が動くことによって、企業に対するアプローチの仕方などが全然違いますので、直接そこで就労に結びつけるのが一つと、そのノウハウやスキルを就労移行支援事業所などに提供いただくのがもう一つの目的です。民間企業が人材派遣を通じて就労に結びつく、それは直接数字に表れる。それから、就労移行支援事業所は基本的に一般就労を目指す事業所ですが、なかなか開拓されない。そこで、そういったノウハウを少しでも提供することによって、就労移行支援事業所から一般就労に結びつく方を増やしていきたいということです。

さらに、例えば昔で言う作業所の製品をどうやって販売していくかといったノウハウも、極端に言えないのです。それを就労に結びつけるリクルートなどの活動の中で、逆にお昼に施設でつくってお弁当を活用いただくとか、そういうことも合わせて広げていきたいといったことで事業を開始したところでございます。

桔 梗 今回のことに関連して、この契約形態は、仙台市とはどのような契約ですか、例えば委託な
委 員 のか、指定管理なのか。

事務局 委託です。

(熊谷課長)

会 長 ありがとうございます。

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

では、委員の皆様から引き続き協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今日は大づかみな中で、事務局からの言ってみればたたき台の提案でありました。これが進んでいく中で、やがてもっと形が現れてきて、ご意見、ご協議になっていくわけですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

今回の計画策定に関しましては、国の流れも出てくるだろうし、6年間の計画にもまた変わるかもしれないけれども、それも踏まえた柔軟な対応ということで、やがて具体化した計画、素案から計画案に進んでまいろうと思います。今日のところでご意見になりますが、よろしいでしょうか。また作業部会が進んでいけば、さらに具体的に進んでいくものだと思います。

この先の流れについて、事務局から簡単に説明してもらってよろしいでしょうか。

事務局
(熊谷課長) 今回、私の方での基本的な考え方と課題を出させていただきました。これを土台といたしまして、今回は流れだけでしたが、次回、第3回の協議会におきまして、全体の計画の骨格などをお示して、かつ、できれば基本理念や基本目標といった部分については、ある程度肉付けしたものをお示したいと考えてございます。

会長 これから先について、事務局から話がありましたが、本日の時点では全体的な流れに関するご確認について、よろしいということでもいいでしょうか。

[了解]

では、さらに計画素案とか具体が出てきたときにもっと明確になってくると思いますが、本日の会議におきましては協議事項の①、②に関する議論はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) その他

会長 それでは、お手元の次第(4)その他に関しまして、委員の皆様から何かございましたら承りたいと思います。橋本委員、お願いします。

橋本委員 現・障害者施策推進協議会で、この発言が適切なのかどうか悩んでいますが、東日本大震災の復興計画も盛り込まれていますし、例えば「計画策定にあたっての課題等」のところにも東日本大震災の対応という項目が出ていますので発言をさせていただきます。食の安全について、ぜひ盛り込んでいただきたいという気持ちがあります。仙台市も国に随分いろいろ働きかけをしていらっしゃるとはお聞きしていますが、今、本当に小さい子供を抱えている家族がとても大変な思いをしている状況の中で、私はそのことにどこかで触れていきたいと考えております。

会長 ありがとうございました。食の安全という視点を中に盛り込むことの大切さということで委員から発言ありました。

そのほか委員の皆様からありますでしょうか。白江委員、お願いします。

白江 この協議会の役割は示されていますが、差別禁止条例について、以前、仙台市でも、ある

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

委員 いは宮城県でも検討があったとのことですが、いつだったでしょうか、さいたま市が政令指定都市で初めて制定したとか、まだまだ少ないですけども、必ずしもここが適切かどうか分からないのですが、どこで発案して議論していくのかが、非常に重要なポイントです。そういった点も計画と並行してやれたらいいなど、どこで議論するかなども含めて検討できるといいなど、ちょっと考えたりしております。

会長 差別禁止条例といいますか、「誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(愛称:条例の会 仙台)」で今進んでいるところがあります。場合によって、必要な場合にはその事務局等に今までの進行状況や報告書を出してもらうこともできると思いますが、いかがでしょうか。

宮城県で、確かにまずは差別禁止条例の取り組みがありました。これについてはもう今は検討は進んでいない、断念したというか、その時点では取りやめたと聞いています。

でも、仙台市においては民間ですが進んでいる部分、当事者団体も含めてその辺の資料を、事務局を介してかもしれませんが、資料の提出を求めることもこの協議会から行って良いのかなと思います。白江委員、いかがでしょうか。

白江委員 手間を増やして申しわけないですが、もし資料だけでも出していただければ皆さんと共有したいと思っています。

会長 ありがとうございます。そのほか委員の皆様から、何かございますでしょうか。桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 先ほど人材派遣会社に関与されていることについて質問させていただきましたが、最後に自分の意見を述べるのをすっかり忘れちゃったので、それをお話したいと思います。

現状について確認させていただいた中で、障害者に限らず、働きたいと思ったらどこに行ったら良いかと思ったら、普通にハローワークだと思うし、民間で仕事を探したいと思ったら、今は 100 円の冊子やフリーペーパーが主流だと思います。この前の就労支援作業部会でも別件で質問したところ、そういうものを集約しているのがこの人材派遣会社の担っている仕事の一つだったことでした。やはりまだまだ、障害者が働きたいと思ったら、先ほどのアンケートにもあったように、認知度を考えてもハローワークに行く方が多いのではないかと思います。であれば、そういうところを改めて委託してわざわざ税金を投入して作るよりは、逆に、その能力をもらうのであれば人材派遣会社からハローワークに期限を決めて出向する形で、いい部分のノウハウをもらうような形であれば、相談に行く障害者も行くところを右往左往しなくても良いと、ランドマークをいくつも作るのはどうなのかなと、私自身思いました。

例えば、私がイベントを主催する側で、お弁当を 300 食用意したい、せっかくだから障害者の作業所のお弁当を使いたいと思ったときに、どこに行ったらいいか分かりませんでした。せっかくこの協議会にいますので、資料をくまなく探すのですが、どこの作業所が何かを作っているだろうことは分かりますが、その中身が全くわからず、電話をかけて問い合わせましたが、結果的に日

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 2 回)

曜日だったためども対応できませんでした。主催者は、災害復興の支援イベントだったので余計に作業所のお弁当を使いたかったけれども、実際にそこに行き着くまですごく労力が必要だった。「それはどんなところですか」と聞いたら、そこですという答えて、「ああ、それってでも知らないよね」というふうだったのです。

何度も繰り返しますが、ランドマークをたくさん作るより、やっぱり就労支援も、例えば物を作っても買ってもらわなければ経済効果は上がりず賃料は上がらないことを踏まえても、みんなが分かりやすい、障害者の雇用であっても、障害者だけではなく、それを支える健常者にも分かりやすい仕組みづくりという意味では、集約していく考え方も一つであろうという意見です。

会 長 ありがとうございます。桔梗委員のただいまのご意見については、就労支援作業部会等を含めてこれからの大事な検討の一つともなるのかと思っています。

それでは、その他ということで、感想も含めて何でもよろしいですので、中村委員、それから八木委員、渡辺委員、鈴木委員と、コメントをいただければと思います。いかがでしょうか。

中 村 今日「ふれあいガイド」を頂戴しましたが、これは障害者の家族が、個人で各区役所などに行けばいただくことはできますでしょうか。

事務局 (岩淵主幹) 区役所で配布しておりますが、部数に限りがございますので、たくさんの方が来られるとなくなってしまいうのです。手帳を新しく交付する方を対象に配布しておりますので、余部があれば差し上げることは可能でございます。

中 村 これは何部ぐらい刷られたのですか。

委 員 事務局 (岩淵主幹) 9,000部刷っております。毎年大体9,000部刷っていきまして、前年度の在庫がなくなって、だんだん出ていく形になろうかと思っています。

中 村 では部数さえあれば。

委 員 事務局 (岩淵主幹) 部数さえあれば大丈夫ですが、9,000部という限りがあるので、なかなか皆さんのお手元に届かない可能性があります。また、ホームページにもアップしてございますので、そちらをご覧ください。いただくことも可能です。(中村委員「分かりました」)

会 長 ありがとうございます。では八木委員、お願いします。

八 木 実はこの文章でいろいろ気になる表現はありますが、まだ真意を聞くことが適当でないというか、私自身がよく理解していないところが多くて、特に発言はございません。

会 長 ありがとうございます。渡辺委員、よろしく申し上げます。

渡 辺 今回初めて参加させていただいて、まだまだ勉強が足りないと非常に感じております。
委 員 ただ、我々ハローワークとして、障害者の就労支援に取り組んでいますが、単に我々だけ、行政だけでやっている部分じゃなくて、やっぱり、横のつながりが非常に大事なと、今、ひしひしと感じております。そんな中で、本当に我々も力を尽くして皆様方と協働しながら、よりよい形を作っていければと切に感じたところです。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。では、鈴木委員、お願いします。

鈴 木 私もなかなか不勉強で、いろいろ今日は勉強になりました。
委 員 新しく法律ができるとのこと、私も常日ごろ医療分野についてはいろいろ心配していた部分もあります。前に目黒委員から、障害が理由で十分な医療を受けられなかった事例を何度か聞いており、この辺は非常に心配していた部分です。

資料7の「基本的施策関係」の「医療、介護等」のところに「身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重」とあります。私の想像ですが、痛みがあるとか、そういう場合には十分な医療を障害のある方も等しく受けておられると思いますが、例えば痛みが何もなく、いわゆる人間ドック的なものを知的障害の方などがちゃんと十分に受けておられるのかというような心配をいつもしています。この前、地域医療対策協議会という、仙台市の医療をどうするかという会議で婦人科の先生がおっしゃっていましたが、歯科の場合、我々は、患者さんに障害があっても押さえつけたりするような治療はなるべく避けようという方向に進んでいますが、婦人科の先生が、何かあった場合にやっぱり理解していただけないので押さえつけて治療せざるを得ないと、検査さえもそうで、とても大変だとおっしゃっていて、どうしたらいいでしょうねとのお話をいただいて、こういう点も我々今後、施策の中で十分考えていかなければいけないと感じました。また皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。とても大事な視点、ありがとうございました。
今日は委員の皆様から発言いただきまして、いろいろな分野からの委員の皆さん、そして連携の大切さということも、その他のところでまた確認できたところです。
では、本日の議事に関し終了させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

(4)閉会

署名人

木吉 梗 美 紀 